

第 3 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第3回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信
会議日時 令和2年12月24日 午後2時00分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名人の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4 報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消について
日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第8 議案第4号 農地法の適用外であることの証明願について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ

出席委員（農業委員 9名）

議長	藤原 重信君	1番	細谷 知成君
2番	今野八重子君	4番	金野たか子君
4番	古内 嘉博君	6番	中村 亨 君
7番	鈴木 力男君	8番	及川 建則君
9番	熊谷 玲子君		

（農地利用最適化推進委員 10名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	鈴木 学 君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（1名） 3番 菊地 英浩君

事務局出席者

局長	飯田 秀 君	局長補佐	鈴木 康司君
主事補	菅野 由夏君		

午後2時00分開会

○議長（藤原重信君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第3回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今年の天候は体に堪える暑い夏でしたし、12月半ばからは例年にも増して、今日は暖かいですけれども、寒さの厳しい毎日が続いていますし、更に新型コロナウイルスの影響で、経験したことのない出来事が報道され、驚くことが多かった1年だったなど、そう思っております。農業委員会の関係でも会議や研修会、懇親会などが中止あるいは自粛しなければならないことが多々ありました。

そんな状況下、大船渡市農業委員会は11月20日から新たに選出された農業委員と農地利用最適化推進委員で新しい任期3年がスタートしたわけであります。本日は今年最後の総会になりますが、迎える2021年も毎月の総会、担当地区の農地パトロール、そして農地利用最適化に向けての推進班対応などの情報を共有しながら、ともにその務めを果たしていきたいものと思っております。どうぞこれからもよろしくお願いを申し上げ、挨拶に代えたいと思います。

○議長（藤原重信君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は10名であります。欠席の通告があった農業委員は3番菊地英浩農業委員の1名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに経過報告でございますが、12月2日開催の第2回総会以降は農業委員、推進委員の皆様が関わる会議や研修会はございませんで、本日、第3回農業委員会総会が開催されているところでございます。

次に本日の総会以降の行事予定についてであります。例年開催されております市の行事や岩手県農業会議主催の会議や研修会が新型コロナウイルス感染症対策のため、中止や書面議決などの方法を変えての議決となっており、今のところ1月27日に第4回総会と農地利用最適化推進委員検討会を予定しております。最後に2月4日に全委員を対象とする会議等が予定されておりますので、あらかじめお知らせしておきたいと思っております。午前中に農地・農政専門委員会を市役所で、それから午後からは大船渡地方農業振興協議会総合研修会が大船渡市民文化会館で開催される予定となっております。例年ですと、大船渡地方農政連絡会の研修会と懇親会も同時に開催されておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、こちらについては開催しない方向で現在調整をしており、本年度は大船渡地方農業振興協議会総合研修会のみ参加となる見込みとなっております。なお日程等で不明な点がございましたら事務局までお問い合わせいただきたいと思います。私からは以上であります。

○議長（藤原重信君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日

の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（藤原重信君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事補、議事録署名人には6番中村亨農業委員、7番鈴木力男農業委員を指名します。

○議長（藤原重信君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） それでは議案書の2ページをご覧ください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理しましたので、本委員会に報告いたします。

番号1番、登記地目田、現況畑。面積はあわせて761㎡。相続による権利の取得です。12月4日届出、同日受理です。次に2番、登記地目は畑、現況は畑及び雑種地です。面積はあわせて3,828㎡。相続による権利の取得です。11月24日届出、同日受理です。次に3ページをご覧ください。番号3番、登記地目は田及び畑、現況地目田及び畑、または雑種地、その他に宅地が2筆あります。この2筆の宅地につきましては、あわせて本日の議題になりますが、適用外証明願が提出されております。面積はあわせて4,401㎡。相続による権利の取得です。12月2日届出、同日受理です。次に4ページをご覧ください。番号4番、登記地目及び現況地目は畑。面積は147㎡。相続による権利の取得です。12月2日届出、同日受理でございます。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第4、報告第2号農地法第5条第1項の規定による許可

－ 2 －

処分の取消についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 5ページをご覧ください。報告第2号農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出があり、これを受理したので、本委員会に報告いたします。

番号1番、地図がですね、7ページに載っております。あわせて適用外証明願も出され

ておりまして、その分の地図もございますので、ご覧いただきたいと思います。1番、登記地目田、現況畑、面積は189㎡。売買です。転用目的ですが、1筆(32㎡)を庭敷に、もう1筆(182㎡)を物置の敷地に転用する許可でありましたが、このうち1筆について取り消しするものです。当該地に予定していたのは物置1棟66.24㎡です。転用理由ですが、現居宅敷が狭隘のため申請地を受けて庭敷として使用するもの、また物置を建てるものということでしたが、これが平成4年に許可されておりましたが、これについて一部を取消しをするということです。取消理由は物置が必要なくなったためでございます。以上でございます。

○議長(藤原重信君) それでは報告第2号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第5、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(鈴木康司) 6ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定していただくものです。

番号1番、地図は1ページでございます。登記地目宅地、現況畑です。面積は67.81㎡。売買。譲渡人の申請理由は、経営規模縮小のため。譲受人の申請理由は、経営規模拡大のため。この案件は5条の案件とセットですので、議案の8ページを見ていただきたいと思えます。議案第3号1番にあたる隣接地の転用理由が、県道事業のため売却する駐車場の代替地として利用したいということです。地図の1ページを見ていただきますと、斜線の部分の上に民宿があります。この民宿の西側、県道側にお客さん用の駐車場があるんですが、その部分が県道の敷地になるため議案第3号1番の譲渡人が買収し、その代替地として、議案第3号1番の譲渡人が間に入って譲受人に買ってもらうということです。代替地ですので、買収する土地の面積に見合った面積の土地を分筆して契約しますが、その残地が当該地です。この残地については農地のまま買い受けを希望し、当面は野菜を作付けするということです。議案の6ページに戻っていただきまして、譲受人は住所地に農地を1万2,000a所有し、トラクター等の機械を所有しています。以上でございます。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区大船渡地域佐藤幾子推進委員からお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員(佐藤幾子君) 推進委員の佐藤です。議案第1号1番につきまして12月15日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。周辺には民家が数軒で空地が目立っております。お話しは譲渡人本人に伺いました。本人が高齢となり、家族も病弱で耕作を続けられない状況であることと、議案第3号との係わりがあって、譲受人に、自分の耕作していた畑を購入してほしいと提案して、譲受人が承諾したということです。また12月17日に宿屋の管理をしている従業員から話を聞いたと

ころ、議案3号の県道の代替地の隣の畑についても代替地とあわせて購入することとし、将来的には駐車場にするかも知れませんが、当面は野菜を耕作するとのことでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第6、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 議案の7ページをご覧ください。議案第2号農地法第4条第1項の規定により許可申請がありましたので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は2ページです。登記地目、現況地目ともに畑です。面積は合計500㎡。転用目的ですが、一般個人住宅です。居宅平家建1棟82.81㎡、駐車スペース2台分と通路です。転用理由ですが、震災後、被災した場所に自宅を再建して居住しているが、緊急時のために津波の心配のない当該地に別宅を新築したい。1筆は居宅、もう1筆は専用通路として利用するというものです。こちらの図面ですが、上の方から道路がありますが、途中で切れていますけれども、この道路が今は申請地の前を通ってずっと南の方まで、今できています。そして1筆については自宅を建てますが、もう1筆を県道につながる通路として使うということでもあります。それから申請人は被災したところに住宅を建てて、そこに住んでいますが、お話ししたとおり、例えば津波警報が出たような場合には、こちらに避難するということですが、それだけではなくて、こちらの申請地の周りはこの申請者の畑がありまして、今でも毎日行っているということで、日常的には休憩する場として別宅を使いたいということですのでございますので、日常的にどちらの住宅も使うということでもございました。こちら第2種農地ですが、他に適当な土地がないため立地基準を満たしており、残高証明書により資金を確認し、周辺農地に与える影響もないため一般基準を満たしております。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。番号1番について

報告をします。調査は12月19日、申請人に立会いをいただき、現地の確認と聞き取りを行いました。周辺は住宅と農地が混在している地域ですが、申請地に隣接する周囲の農地も申請人の所有地で、自家消費の野菜を栽培しています。次に申請に至った経緯になりますが、東日本大震災の後、被災した場所をかさ上げして自宅を再建し、現在居住していますが、高齢の母親がいることから、津波の心配がない当該地に新築し、安心して生活ができるようにしたいとのことです。周囲への影響などについてですが、2ページの図面をご覧くださいますと、先ほどもお話しがありましたけれども、右上にY字路があり、南側は途中までしか記載されておりませんが、この道路は赤崎地域の高台に新設される県道で、申請地の1筆の東側に接して、南側の方向まで現在は工事が行われています。しかし申請地は県道の路面より4mほど高くなっていることから、車両が出入りするためには県道の道路面まで削る必要があります、そのため出入口となる東側を除き北側、南側及び西側は法面となることから、この度申請している駐車場スペースの159㎡については、実際に使用できるのは半分程度になるとのことです。なお削り取った残土は申請地1筆の西側及び南側にある申請人が所有する農地に盛土とするものの、今後も農地として利用するとのことから、当該農地については、この度の申請が承認された後、当委員会に農地改良の届け出を行うこととしているとのことです。住宅を建設する予定の1筆については、南側に向けてなだらかな傾斜面を造成し、生活排水は下水道、雨水は道路の側溝を利用するとのことであり、また冒頭でも報告したとおり、周囲は申請人の農地であることから、転用に伴う周辺農地への影響は特にないものと思われまます。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい5番古内委員。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。事務局に聞きたいんですけども、住宅を建てて住んでいるということでしたが、この地図で見ればどこら辺になるかわかりますか。ちょっと番地はわかるけれども。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 私、答えていいですか。この地図の左側の志田さんっていうところを少し上の方に上がったところ酒屋さんがあるんですけども、酒屋さん、わかりますか。赤崎グラウンドの真向かい。赤崎グラウンドの真向かいの酒屋さんの後ろ。

○5番（古内嘉博君） はい、わかりました。

○議長（藤原重信君） その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第7、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） それでは8ページをお開きください。議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定していただきます。

番号1番は先ほども見ていただきましたが、地図の1ページです。登記地目宅地、現況畑、面積は136.27㎡。売買。転用目的は露天駐車場、民宿の来客用駐車場4台。転用理由は、県道事業のため売却する駐車場の代替地として利用したいということです。第3種農地、準工業地域になっております。第3種農地のため立地基準を満たしており、残高証明書により資金を確認し、周辺農地に与える影響もないため一般基準を満たしております。次に2番、地図は3ページです。登記地目は畑、現況は雑種地です。3,596㎡のうち1,456.08㎡。賃貸借です。転用目的は資材置場等。休憩所66㎡、仮設トイレ3㎡、資材置場1,387.08㎡。転用理由は、県道工事における資材置場・休憩所・トイレとして利用したい。現在は令和元年5月から県が残土置場として契約して、転用許可がないもので契約していますが、許可後は借受人が直接契約をするということです。令和3年1月1日から令和3年8月31日までの一時転用の予定です。農振農用地ですが、一時転用のため基準を満たしています。残高証明書により資金を確認し、周辺農地に与える影響もないため一般基準を満たしております。次に3番、地図は4ページです。登記地目、現況地目ともに畑、330㎡。売買。転用目的は一般個人住宅。居宅2階建1棟59.62㎡、駐車場2台、この土地のうち法面が84㎡、通路が17㎡になっています。転用理由は、家族が増えたため現在の居住建物を増改築を検討しましたが、崖地指定のため困難であることが判明し、当該地への移転新築を希望するものです。第2種農地になっています。第2種農地ですが、他に適当な土地がないため立地基準を満たしており、金融機関の事前審査結果通知書により資金の確認をし、周辺農地に与える影響もないため一般基準を満たしております。次に9ページをお開きください。4番、地図は5ページです。登記地目は田、現況は畑です。面積は108㎡。これは使用貸借です。転用目的は通路。道路、平均巾5.0mのアスファルト舗装道。転用理由は、宅地造成予定地、この地図でいうと、白い所、前回の総会で適用外証明を認めていただいたところ。ここは宅地造成がされますので、そこに通じる道路として、この斜線の部分の上のところ、宅地の部分の通路であります。この土地とともに一体利用したいということで、永年の使用貸借となっています。宅地に通じる通路として当面は借受人が使用貸借するということですが、借受人とすれば、貸付人のためにも将来的には市に寄付をしたいということを考えているところです。第1種低層住宅専用地域であり第3種農地のため立地基準を満たしており、こちらは残高証明書により資金の確認をし、周辺農地に与える影響もないため一般基準を満たしております。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番については大船渡地区大船渡地域佐藤幾子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員（佐藤幾子君） 佐藤です。議案第3号1番について12月17日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告をいたします。17日に宿屋の管理をしている従業員から話を聞きました。県道改良事業のため、宿屋の来客用駐車場が買収され、代替地として近隣住民の畑を譲渡人が間に入って契約し、譲受人が購入するということでした。近隣住民の方は県の事業ということと自身の現状を考えて契約に応じたということでした。また12月23日に譲渡人に電話でお話しを聞いたところ、両者の話す内容と一致しているということを確認しました。この周囲の農地は近隣住民の畑のみであり、この土地を舗装して駐車場としても、周りの農地に影響を与えることはないことを確認しました。それから、議案第1号1番と議案第3号1番の用地の奥の方にまだ農地が残っているんですが、そこが近隣住民のご家族の姉妹が耕作している土地なので、そこに行く通路を、その分は確保してお譲りするということだということでした。そういうことでよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号2番について9番熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第3号2番についての調査報告をいたします。19日10時半に貸付人宅を訪問し、奥さんから聞き取りをいたしました。この申請地は大体平成10年頃まで果物の栽培をしていたのですが、年齢とともに作業が困難となり、草刈管理をしていた農地となりました。令和元年より県道工事が行われ残土置場として貸していたそうですが、現在は申請地の北側は道路工事が進行中で、申請地には重機、資材がありました。現地を確認した後、借受人の担当の携帯に確認の電話を入れました。以上で報告を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号3番について大船渡地区猪川地域鈴木一志推進委員から説明をお願いいたします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木一志君） 推進委員の鈴木です。今回は初めてということもありまして、報告を含めて4人の新任の推進委員が現地の調査要領についてですね、実際に現地で事務局の指導を受けながら調査してまいりましたので、よろしく願いいたします。それでは議案第3号の3番について、12月15日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。申請地は、少し前に同じように転用許可の上で宅地造成中の用地に隣接しております。なお、この隣接地の転用許可関係は、事務局の方から確認したところでは、9月の総会の議案であったということでありました。申請に至った経緯については、譲渡人が以前、農地の売却でお世話になったことのある不動産屋から、今回も宅地の売却をとの話があつて、自分は耕作ができないので、その話を受けることにしたとのことでした。また斡旋した不動産屋の代表者及び譲受人から電話により聞いたところでは、現住地は崖地指定のため当該地は困難なため、1年ぐらい前から移転新築を考え宅地を探していたとのことであり、最終的に斡旋があつた当該地が適地と判断し、移転新築を計画したとのことでした。周辺への影響ですが、隣接する農地は休耕状態で耕作している農地はなく、周辺農地への影響はないものと考えられます。報告は以上であります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号3番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号4番について大船渡地区立根地域金典夫推進委員から説明をお願いいたします。

○大船渡地区立根地域推進委員（金典夫君） 推進委員の金です。議案第3号4番につきまして12月14日、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告をいたします。現況は休耕畑ですが、周辺の状況は北側に貸付人所有の1戸建ての貸家が7棟建っておりますし、東、南側は先月付議した農地法の適用除外地になっており、西側は住宅が1戸建って

おります。所有者の代理人から話を聞きましたが、周辺の宅地化が進みまして、登記地目は田ですが、盛土し畑として保全管理をしておりました。この度、隣地の宅地計画で道路位置指定を受ける道路として使用させてほしい旨の依頼があり、隣接地に自身所有の貸家もあり道路使用も発生するので永年の使用貸借とするとのことでした。造成地計画につきましては12月16日、借受人と関係者から計画図面や書類のコピーをいただき話を伺いました。造成計画は1区画、一番小さいところで195.15㎡、59.03坪から、面積の多いところで495.06㎡の149.7坪までの7区画に造成する計画のようです。周辺農地への影響は、今回の転用でこの付近の農地がなくなり、影響はないと判断をいたしました。以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第8、議案第4号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） それでは議案書の10ページをご覧ください。議案第4号農地法の適用外であることの証明願を下記のとおり受理したので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

番号1番、地図の6ページです。登記地目は畑、現況は雑種地。面積は315㎡です。非農地の事由は、平成23年3月11日の津波により被災農地となり雑種地となったもの。津波被災した土地であり、瓦礫の混入等により農地として利用不可能な土地となり、登記簿地目も農地でないと考えていましたが、今回適用外の証明願を出すに至っております。次に2番、地図は7ページです。登記地目は田、現況地目は雑種地です。これは先ほど報告いたしました5条転用の一部取消しをしたところです。面積は189㎡。非農地の事由ですが、東日本大震災による津波を被ったことによって塩害が生じて農地として使用できなくなった。地目変更を行わなければならないという認識がなかったが、今回必要だということがわかったので、申請に至りました。先ほどの5条転用の一部取消しで、元々は物置を建てる予定だったんですが、物置を建てずにそのまま、名義人もそのままになっていましたが、そのうちに津波を被って農地として使用できなくなったということで、今回適用外証明ということになりました。次に3番、地図は8ページです。これは3条の3で報告したもののうちの宅地の分2筆でございます。登記地目はいずれも田、現況が宅地になって

おります。面積はあわせて 281 m²。非農地の事由は、住宅を増築した平成 12 年に舗装して駐車場及び庭にしました。亡父が転用していないことが相続によりわかったため、今回、適用外証明願いを提出したものです。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第 4 号 1 番について 4 番金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○4 番（金野たか子君） 議案第 4 号 1 番についてご報告いたします。21 日に所有者に電話で聞き取りをいたしました。平成 23 年 3 月 11 日の津波により被災農地となり、利用不可能な土地となっしまい、登記簿地目も農地であるとは思っていなかったとのことでした。土地の状態は宅地となっており、農地として使用するのは困難と見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第 4 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 4 号 1 番について本委員会において願ひのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号 1 番について本委員会において願ひのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第 4 号 2 番について 9 番熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9 番（熊谷玲子君） 9 番熊谷です。議案第 4 号 2 番についてのご報告をいたします。地図は 7 ページです。19 日午前 10 時に所有者宅を訪問、聞き取りと現地確認を行いました。報告第 2 号で説明したように、この申請地は平成 4 年 3 月、2 筆の 5 条許可がされていて、そのうち片方に物置を建てる予定だったそうですが、必要がなくなってそのままの状態になっていたようです。所有者は当時、船に乗っていて、このことについては知らされていなくて、今は亡き父親が申請されていたようです。その後、東日本大震災で被災し、今回申請に至るまで地目変更するという認識はなかったそうです。申請地の土地が被災されたこともあり、周囲は住宅と農地が混在してありますが、傾斜地で問題はないと思われます。北側と南側は山林で問題はないと見てまいりました。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第 4 号 2 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。5 番古内委員。

○5 番（古内嘉博君） 5 番古内です。事務局をお願いしたいんですが、この非農地の事由について、津波の被害とか塩害とかって書かっているんですが、この 1 番については県

外の方が所有しているようではすけれども、これをもっとあるいは簡単に、県外にいて農地として使用できないというふうに、何かみんな津波のせいだけに、津波の理由にだけしているような気もするんですが、2番についてもそうなんですが、高齢でできないとか、津波で塩害については10年経っていますから、畑として使う気になれば使うにいいと思うんですが、その書き方というんですか、その聞き取りの仕方というんだか、そういうのも何かみんな適用外にする時に、みんな津波のせいばかりしているようで、本質から、本質と言うか、外れているような気がするんですが、これは私の考えです。もし一考があれば今後の理由についてお願いしたいなと思います。これは意見、意見というんだか、まあ意見にしておきます。

○議長（藤原重信君） 事務局どうぞ。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 現況として津波、瓦礫によって、ちょっと農地としては使えなくなったということを確認した上で判断しております。県外に住んでいるから耕作できないということでは、例えば非農地の事由ではないので、そこはやはり今回は津波によって農地として有効に使えなくなったために、適用外の証明願いが出されたということでございます。

○議長（藤原重信君） 古内委員さん、どうですか。意見は意見として今後はね、事実を書いてもらうということではいいんですよね。

○5番（古内嘉博君） はい。

○議長（藤原重信君） はい、わかりました。あとございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） それでは以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において願いのとおりに決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番について本委員会において願いのとおりに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第4号3番について三陸町地区越喜来地域鈴木学推進委員から説明をお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員（鈴木学君） 推進委員の鈴木です。議案第4号3番について調査報告いたします。12月15日、現地を視察し申請人から聞き取りをいたしました。今年の6月に父が亡くなっており、相続の手続きを進める上で農地のままであることが判明して申請されたものです。現地は崎浜小学校の隣のやや急峻な斜面です。自宅の裏、地図でいうと隣の建物、その裏が崖になっていまして、ここの駐車場のの上の方は棚田のような感じで小さな農地が段々に続いているようなところなんです。この辺りは以前は田んぼだったような気がするというふうなご本人の話だったので、おそらく早くに稲作はやめていた

のではないかなと思います。そして平成12年増築する際に舗装して駐車場としたということです。駐車場の周辺の農地は申請者の農地で、一部で耕作がされているのみで、ほとんどが休耕地であり、影響を与えることはないものと思われます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（藤原重信君） 次に議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第3回総会を閉会といたします。引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

それではこれをもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたり、たいへんお疲れさまでした。

午後3時00分閉会